

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施します。

平成21年8月28日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 期日

ア 講習

平成21年10月15日（木）及び平成21年10月16日（金）の2日間（両日とも午前9時から午後5時30分まで）

イ 修了考査

平成21年10月23日（金）（午前9時から正午まで）

なお、受付時間は、前記ア及びイの期間中いずれも午前8時30分から午前8時55分までとします。

(2) 場所

佐賀県警察本部意見の聴取室（2階）（佐賀市松原一丁目1番16号）

2 受講手続等

(1) 受講の申込み期間

平成21年8月28日から平成21年9月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 写真 1枚（講習申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル）

ルのもの)

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

佐賀県警察本部交通部交通指導課（佐賀市松原一丁目1番16号）へ持参してください（郵送による提出は受け付けません。）。

(4) 受講手数料の金額、納付時期及び納付方法

ア 受講手数料の金額

19,000円

イ 受講手数料の納付時期

駐車監視員資格者講習受講申込書提出時

ウ 受講手数料の納付方法

佐賀県収入証紙を駐車監視員資格者講習受講申込書にはり付けて納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

3 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

(1) 時期

修了考査後

(2) 対象

修了考査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

4 駐車監視員資格者講習に関する問い合わせ先

佐賀県警察本部交通部交通指導課（電話代表0952-24-1111 内線5156・5157）